

2024年度
大学院医学系研究科
看護学専攻 博士後期課程

履修要項



目 次

- 1、大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程学年暦
- 2、滋賀医科大学の理念・使命
- 3、大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程教育目標
- 4、大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程の方針（三つのポリシー）
- 5、大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程の概要
- 6、履修要項
- 7、令和6年度授業科目及び担当教員一覧
- 8、授業科目及び単位数表
- 9、教員の主な研究内容等
- 10、履修モデル
- 11、国立大学法人滋賀医科大学大学院医学系研究科における研究指導計画に関する申合せ
- 12、国立大学法人滋賀医科大学大学院学則
- 13、国立大学法人滋賀医科大学学則
- 14、国立大学法人滋賀医科大学における授業料その他の費用に関する規程
- 15、国立大学法人滋賀医科大学授業料滞納者に関する取扱要領
- 16、研究基礎力試験（QE）実施要項
- 17、滋賀医科大学大学院医学系研究科長期履修規程

令和6年度 大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程 学年曆

Academic Calendar 2024-2025 in the Doctoral Program, Graduate School of Medicine

行 事 Events	日 程 Schedule
入学宣誓式・新入生履修指導（春季） Entrance Ceremony / New Student Guidance (Spring)	4月 2日 (火) April 2, Tue.
前期授業期間 Term of Classes for First Semester	4月 5日 (金) ~ 8月 5日 (月) April 5, Fri. – August 5, Mon.
夏季休業 Summer Recess	8月 6日 (火) ~ 9月 30日 (月) August 6, Tue. – September 30, Mon.
入学宣誓式・新入生履修指導（秋季） Entrance Ceremony / New Student Guidance (Autumn)	10月 1日 (火) October 1, Tue.
後期授業期間 Term of Classes for Second Semester	10月 2日 (水) ~ 2月 28日 (金) October 2, Wed. – February 28, Fri.
冬季休業 Winter Recess	12月 24日 (火) ~ 1月 5日 (日) December 24, Tue. – January 5, Sun.
研究デザイン発表会 Research Design Presentation	2月 18日 (火) ~ 2月 19日 (水) February 18, Tue. – February 19, Wed.
春季休業 Spring Recess	2月 11日 (火) ~ 3月 31日 (月) February 11, Tue. – March 31, Mon.

【備考】

- 1) 定期健康診断の日程は、別途通知する。
- 2) 10月 25日 (金) は、学園祭（若鮎祭）の開催にともない休講とする。
- 3) その他、学年曆に変更があった場合は、その都度通知する。

(Notes)

- 1) The schedule for health checkup will be notified separately.
- 2) Classes will be cancelled on Friday, October 25 due to the school festival (Wakaayu Festival).
- 3) Any other changes to the academic calendar will be notified accordingly.

滋賀医科大学の理念・使命

Philosophy, Goal and Mission of Shiga University of Medical Science

理念

Our Philosophy

地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。

As the university which is supported by its local community, contributes to the community and plays an active part in the world, we contribute to development of medical and nursing science and promotion of human health.

使命

Our Missions

大学院は、医学及び看護学の領域において、優れた研究者及び高度な知識と技術をもつ専門家を養成することを目的とし、もって、医学及び看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することを使命とする。
(国立大学法人滋賀医科大学大学院学則第2条より抜粋)

We strive to nurture outstanding researcher and expert with advanced knowledge and capability in medicine and nursing. Our mission is to apply advances in medicine and nursing to the betterment of welfare in our society. (Article 2 of the Regulations of Shiga University of Medical Science)

大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程教育目標

博士前期課程で修得した高度な専門性とリーダーシップを発揮し、看護学の発展と人々の健康の向上に寄与することができる能力を基盤として、次のとおり博士後期課程での教育を目指す。

人の生涯発達と健康課題を理解し、科学的なエビデンスに基づく看護ケアの実践の創出をすること、病院から地域医療につなぐため、健康課題の解決に向けたコミュニティケアと看護管理の視点に基づく持続可能なケアシステムの創成や看護の価値生成につながる研究を行い、その成果を社会へ実装できることを教育目標とする。

大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程の方針

課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

博士後期課程は、所定の期間在学して所定の単位を取得するとともに、学位論文審査に合格し以下の要件を満たした者に博士（看護学）を授与するものとする。

- ① 個人及び地域の健康課題の解決に向けて、独創性のある看護学研究を行うために修得した知識・方法論を活用できる。
- ② 個人及び地域の健康課題への取り組みを体系化でき、研究知を実践知に転化するために必要な高い能力を身につけている。
- ③ 確固たる倫理観を持ち、自立して研究を推進し、世界に向けて研究成果を発信することができる能力を有している

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

1. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

教育課程は、「生涯発達看護実践科学部門」「ケアシステム創成看護科学部門」の2部門の基盤を培う「部門別専門科目」、研究課題に関する学術活動を遂行するための知識を構築していく「共通科目」、学位論文に取り組む「特別研究科目」で構成する。

- ① 看護の対象である個人及び個人を取り巻く地域等の環境に関わる健康課題について、生涯発達理論、ケアシステム創成に着目し、看護支援や多職種連携の重要性を探求するための科目を置く。

(CP1) 「生涯発達看護実践科学部門」では、基盤となる、看護の対象となる人を生涯発達する存在として理解し、生涯発達の各段階における主要な健康障害の病態および疾病管理方針、看護ケアの概要および健康管理・疾病管理の重要性を理解することで、切れ目ない看護支援のあり方を学修するため「生涯発達看護実践科学特論」と「看護病態管理学特論」を必修専門科目として置く。

「ケアシステム創成看護科学部門」では、地域医療における医療サービスの格差と提供体制の理解を深め、システムに内在する要素間の相互作用を考慮しつつ全体を俯瞰するシステム論的管理の視点を学修するため「コミュニティケア特論」と「看護管理学特論」を必修専門科目として置く。

2部門の共通科目として、各国の保健医療政策への理解を深める「保健医療行政論」を置く。

多様な健康課題を抱える対象者とその家族、地域におけるケアニーズについての課題について探求していく「看護学特別研究」を特別研究科目として置く。

- ② 再現性のある客観的理論に基づいた看護ケアのエビデンスを個人・地域・社会等へ実装し、系統的に発展させる方法を学修するための科目を置く。(CP2)

「生涯発達看護実践科学部門」では、看護実践上の課題を解決しうる研究デザインと研究過程で生じる問題および解決法を理解し、エビデンスの臨床応用のための研究方略の一つである統計学的手法を履修、駆使し、得られた結果から看護実践における科学的知見を臨床実践に還元するための方法を学ぶため「NCD 看護疫学特論」を、エビデンスを実践に適応する、また臨床応用の実行可能性を高めるための方略を学ぶため「科学的根拠と看護実践」を必修専門科目として置く。

「ケアシステム創成看護科学部門」では、理論に基づくケアシステム創成と社会実装化の方略やそ

れらを学術的に発展、体系化する方法を学修する「ケアシステム創成看護科学特論」と「ケアシステム創成看護科学演習」を必修専門科目として置く。

2部門の共通科目として、看護職者に対する教育的機能を果たすために必要な知識や技術、多職種連携の視点を踏まえた看護教育を修得して教育能力を高めるため「看護教育学」を、Evidence-Based Nursing, Practice（科学的根拠に基づく看護、実践）に不可欠である種々の解析方法に基づく論文の読み方、具体的な解析方法を学ぶため「看護医療統計学」を置く。

看護ケアのエビデンスの検証を体系化された方法で明らかにしていく過程を学修するため「看護学特別研究」を特別研究科目として置く。

③ 生命倫理・医療倫理・研究倫理に依拠した看護学研究を遂行し、その成果を国内外に発信することを学修するための科目を置く。（CP3）

生命倫理・医療倫理に関しては、2部門の共通科目として、看護実践に必要な倫理的諸概念を幅広い側面から学び、患者や患者家族の人権擁護、知る権利、QOLの向上など医療現場における倫理について学修するため「医療倫理学」を置く。

また、医療倫理・研究倫理に関しては、部門別専門科目においても学修するものとする。

医療倫理に関して、「生涯発達看護実践科学部門」では、ケア実践のための倫理上の課題を学修するため「生涯発達看護実践科学特論」を、エビデンスと看護実践との乖離の中で生じうる倫理的課題について学修するため「科学的根拠と看護実践」を必修専門科目として置く。

医療倫理に関して、「ケアシステム創成看護科学部門」では、ケアシステムの影響を受ける対象や特定集団の尊厳や利害に関する倫理的課題を学修するため「ケアシステム創成看護科学特論」を、地域の健康課題の複雑化・多様化に対応する倫理に配慮した支援について学修するため「コミュニティケア特論」を必修専門科目として置く。

研究倫理に関して、「生涯発達看護実践科学部門」では、疫学研究における倫理的問題と人権擁護について学修するため「NCD看護疫学特論」を必修専門科目として置く。

研究倫理に関して、「ケアシステム創成看護科学部門」では、研究者としての倫理観について学修するため「ケアシステム創成看護科学演習」を必修専門科目として置く。

研究倫理に関して、研究の着想から実施、論文化、成果公表までの研究活動を学修するため、また、看護学研究の成果の国内外への発信について、一連の研究活動への取組で学修するため「看護学特別研究」を特別研究科目として置く。

国際学会など国外への研究成果の発信に関しては、2部門の共通科目として、英語文献を客観的に評価する能力や取り組む研究課題に対する国際的視野を養うため「グローバルコミュニケーション論」を置く。

2. アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）

生涯発達看護実践科学部門、ケアシステム創成看護科学部門で実施する教育課程において、その発展と改善のために、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、大学レベル・教育課程レベル・科目レベルごとに下表の項目を定期的に評価するものとする。

① 大学レベル

研究計画書、留年率、休学率、退学率、学生生活実態調査、学位論文、学位授与数、就職率等から、

大学院での学修成果の達成状況を評価していく。評価結果については、本学大学院の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善等で活用するものとする。

② 教育課程レベル

研究計画書、留年率、休学率、退学率、単位取得状況、学位論文、修了要件の達成状況等から、教育課程全体を通した学修成果の達成状況を評価する。

③ 科目レベル

シラバスに提示された授業科目の目的や到達目標の達成状況（試験、単位認定）、授業評価の結果等から、科目ごとの学修成果の達成状況を評価する。

	入学前・直後	在学中	修了時
大学 レベル	<ul style="list-style-type: none">・入学試験・出願書類の記載事項・志望動機	<ul style="list-style-type: none">・研究計画書・留年率・休学率・退学率・学生生活実態調査	<ul style="list-style-type: none">・学位論文・学位授与数・就職率
教育課程 レベル	<ul style="list-style-type: none">・入学試験・出願書類の記載事項	<ul style="list-style-type: none">・研究計画書・留年率・休学率・退学率・単位取得状況	<ul style="list-style-type: none">・学位論文・修了要件達成状況・修了認定・修了時アンケート
科目 レベル	<ul style="list-style-type: none">・入学試験・出願書類の記載事項	<ul style="list-style-type: none">・単位認定・試験・授業評価	

入学者の受入に関する方針（アドミッション・ポリシー）

1. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシーAP）

- ① 臨床や地域において、医療・看護を必要とする対象の健康課題やヘルスケアシステムについて、個別性と地域性の両面から看護のあり方を客観的理論に基づいて探索・検証することに積極的に取り組み、努力を惜しまない人（AP 1）
- ② 国内・海外の研究論文を読み解く基礎的な読解力と語学力を有し、国際的視点から研究や臨床、地域医療における課題を発見できる能力を有する人（AP 2）
- ③ 博士後期課程修了後、看護実践指導者、看護学教育者、看護学研究者として活躍する意欲があり、論理的思考力、表現力を兼ね備え看護学の発展に努力を惜しまない人（AP 3）

2. 選抜方法・選抜体制

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜試験は、筆記試験（英語）、口述試験及び面接試験を全て課し、総合的に判定する。

筆記試験（英語）では、看護系論文の理解度・要約から「国内・海外の研究論文を読み解く語学力と読解力を有し、グローバルな視点から研究や臨床、地域医療における課題を分析できる能力」を評価する。

口述試験では、修士論文と博士後期課程で取り組む予定である研究内容についてプレゼンテーション

を行い、評価する。

面接試験では、コミュニケーション能力、学修意欲や修了後の将来性等について審査する。

また、面接試験の参考資料として、個人調書（学歴、職歴、職務上の実績、研究・教育上の実績）の提出を要件とする。

試験方法とアドミッション・ポリシーの対応は下表のとおり。

試験方法とアドミッション・ポリシーの対応

試験方法	アドミッション・ポリシー	
筆記試験（英語）	AP 2	
口述試験	修士論文	AP 1、AP 2
	研究計画	AP 1、AP 2
面接試験	AP 1、AP 2、AP 3	

大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程の概要

教育研究上の目的

看護学専攻博士後期課程では、高度な知識と技術をもち、幅広い学識を備えた看護学の発展に寄与できる研究者・教育者・実践者を輩出することをその教育理念とします。

多様な看護実践上の課題、医療資源や看護ケアサービスの地域格差の課題を解決するための科学的方略を教授することにより、看護の対象者の健康・療養を支援するための最善のエビデンスを創出し、その成果を臨床応用できる人材、またはケアシステムを創成できる人材を育成することで看護実践科学の発展と地域医療の質の向上を通じて広く社会へ貢献することが本課程の教育目的です。

カリキュラムの特徴

1. 2つの部門

看護学専攻博士後期課程には2つの部門があります。

【生涯発達看護実践科学部門】

「生涯発達看護実践科学」とは、多様な健康課題を抱える対象者を生涯発達する人として捉え、科学的研究手法に基づく提言により切れ目ない看護実践の確立を目指し、一人ひとりの生涯にわたる最善の健康・療養支援のあり方を探求する看護学と定義します。

看護の対象者を生涯発達する人として捉える意味を理解し、切れ目ない看護を展開する生涯発達看護実践科学部門は、人々にとって最善の健康状態を実現するための看護のあり方を示すことができる人材を育成することを目標とし、対象が有する健康課題から病態を理解し必要な看護ケアに関する知見を蓄積した後、広く社会への還元ができるることを目指します。すなわちエビデンスの実践応用として位置付けられる

「研究者から臨床家へ」「臨床家から対象者へ」の過程に対応可能な研究者の育成を実現していきます。

【ケアシステム創成看護科学部門】

「ケアシステム創成看護科学」とは、看護の対象者である個人の健康を環境との相互作用を含めて理解し、健康課題の解決に向けて科学的な手法を用いることにより、コミュニティケアと看護管理の視点から、持続可能なケアシステムの創成を探究する看護学と定義します。

ケアシステム創成看護科学部門は、病院、施設、地域の垣根を越えて、人々が生活を営む場の特性に応じたケアシステムの在り方を示し、広く社会に発信できることを目指しています。健康課題の解決に向けて、住民、保健・医療・福祉専門職、行政などの地域社会を構成する多様な人々と協働してケアシステムの創成を探究し、その成果を社会へ実装できる研究者の育成を実現していきます。

2. きめ細やかな研究指導

博士論文の作成に関連して、きめ細やかな指導が受けられるように配慮し、研究基礎力試験（QE）を設けています。

3. 教育方法の特例

大学院設置基準第14条「教育方法の特例」*を適用し、有職者が離職することなく修学し、教育・研究指導を受けることが可能になるよう、昼間だけでなく夜間その他特定の時間又は時期に講義・研究指導を行うように配慮しています。

4. 長期履修制度の導入

職業を有している等の事情により、修業年限（3年）を超えて一定の期間（4～6年）にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを願い出たときは、審査によりこれを認めることができる制度を設けおり、入学時又は第1学年 在学時の定められた時期に願い出ることができます。

*大学院設置基準第14条

「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時期又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」

履修要項

授業科目の履修方法

看護学専攻博士後期課程を修了するためには単位の修得が必要です。

共通科目の必修科目 3 単位、選択科目から 2 単位以上、当該部門別専門科目の必修科目 5 単位、特別研究科目 6 単位の合計 16 単位以上を履修するものとします。

教育方法の特例

看護学専攻博士後期課程においては、働きながら学びたいという意欲と能力を持った社会人のニーズに応えるため、社会人も受け入れています。なお、社会人として入学した学生に対しては、大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」（＊）を適用し、有職者が離職することなく修学し、教育・研究指導を受けることが可能になるよう、昼間だけでなく夜間その他特定の時間又は時期に講義・研究指導を行うよう配慮しています。

* 大学院設置基準第 14 条

「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」

長期履修制度

看護学専攻博士後期課程では、職業を有している等の事情によって、標準修業年限（3 年）を超えて一定の期間（4～6 年）にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者については、審査のうえ、これを許可する制度を設けています。この制度の適用者の授業料総支払額は、標準修業年限による修了者と同額になります。この制度の適用を希望する場合は、合格発表後、入学手続案内で定める期間に申し出てください。

学修成果の評価

- 各授業科目の評価について、試験及びレポート等、多面的な評価方法により次の 5 種の評価により表し可以上を合格とします。
秀、優、良、可、不可
- 研究の進捗状況については、第 2 学年に研究基礎力試験（Qualifying Examination; QE）を行い評価し、研究指導計画書の点検を行います。
- 学位論文の審査は、厳格性と透明性を確保するために公開で行い、知識、能力、発展性等について評価します。

論文作成について

博士論文の作成過程で中間発表の場を設け、きめこまかな指導が受けられるようにしています。博士論文は、指導教員の指導のもと、計画的に研究を遂行し、倫理審査等の論文作成に必要な手続きを経たうえで、定められた期日までに提出してください。博士論文の提出期限は、3 年次の 12 月頃です（変更の可能性あり）。

学位授与

学位の種類は、「博士（看護学）」とします。

学位は、大学院看護学専攻博士後期課程に3年以上在学し、上記履修方法により16単位以上を修得、かつ、研究基礎力試験（QE）に合格し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文審査及び最終試験に合格した者に授与します。

在学期間等について

- 標準修学年限は3年です。但し、長期履修制度適用者は4～6年となります。
- 在学年限は、一般入学者は6年、社会人入学者は9年までです。
- 休学は通算して3年を超えることはできません。

進級について

- 進級は各学年における在学年限を満たしている場合に、年度初め（後期入学者の場合は後期）にのみ認められます。前期入学者の場合、後期に進級することはできません。
- 休学した場合は、次年度は進級できませんが、半期休学の場合には過去の在学状況により進級できる場合があります。

(例)

	1年目		2年目		3年目		4年目	
学年	第1学年		第1学年		第2学年		第3学年	
学期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
在籍状況	在学	休学	在学	在学	休学	在学	在学	在学
在籍年数	0.5		0.5	0.5		0.5	0.5	0.5

(在学年数 計3年)

休・退学等について

海外留学及び国内留学、また、休学及び退学等、学籍異動等に係ることについて、関係委員会の承認を得る等の手続きが必要な場合があります。指導教員に相談のうえ、遅くとも希望日の1ヵ月前には届出ください。休学期間は1年以内ですが、1年を限度としてその期間を延長することができます。なお、休学期間は在学期間に算入されません。

学生証について

19時以降の校舎への入構及び附属図書館や研究施設を利用の際に必要となります。（本学職員の場合は、職員証で入構してください。）破損・紛失等による交換は有料です。学生課窓口にて手続きを行ってください。

令和6年度 看護学専攻博士後期課程授業科目及び担当教員

区分	研究領域/ 部門	授業科目	授業形態	配当年次	必修・選択	単位数	時間数	授業担当教員
共通科目		グローバルコミュニケーション論	講義	1~2通	必修	2	30	加藤
		医療倫理学	講義	1~2通	必修	1	16	加藤
		看護教育学	講義	1~2通	選択	1	16	河村・玉木
		看護医療統計学	講義	1~2通	選択	2	30	原田
		保健医療行政論	講義	1~3通	選択	2	30	三浦
部門別専門科目	実践生涯発達看護学専攻 部看門護	生涯発達看護実践科学特論	講義	1前	必修	2	30	立岡・宮松・荻田・山口
		看護病態管理学特論	講義	1前	必修	1	16	馬場・漆谷・丸尾・辻俊
		NCD看護疫学特論	講義	1後	必修	1	16	宮松・三浦
		科学的根拠と看護実践	演習	2前	必修	1	30	荻田・宮松・立岡・山口
	創成アセスメント 部看門護	コミュニケーションケア特論	講義	1前	必修	1	16	辻村・伊藤美
		看護管理学特論	講義	1前	必修	1	16	笠原
		ケアシステム創成看護科学特論	講義	1後	必修	2	30	伊藤美・辻村・笠原
		ケアシステム創成看護科学演習	演習	2通	必修	1	30	伊藤美・辻村・笠原・河村・玉木
特別研究科目		看護学特別研究	演習	1~3通	必修	6	180	各指導教員

※令和7年度初開講

※令和7年度初開講

授業科目及び単位数表

区分	修得単位数		備考
	必修	選択	
共通科目	3 単位	2 単位 以上	・共通科目から 5 単位以上（必修 3 単位、選択 2 単位以上）
部門別専門科目	5 単位	—	・部門別専門科目から必修 5 単位 ・特別研究科目から必修 6 単位
特別研究科目	6 単位	—	
合 計			16 単位以上

教員の主な研究内容

(令和6年3月末現在)

部門名	職名	氏名	主な研究内容
生涯発達看護実践科学部門	教授	立岡弓子	1. 母乳育児や乳房ケアに関する研究（母乳免疫と心身相関、卒乳・断乳ケア、不快性射乳反射とうつなど） 2. プレコンセプションケアを中心とした思春期教育に関する研究 3. 産後メンタルヘルスケアに関する研究 4. 出産ストレスと母子相互作用に関する研究
	特別教授	桑田弘美	1. 希少難病、小児がんの子どもと家族への看護支援に関する研究 2. 特別養護支援学校に通う子どもをもつ親への学校生活への支援に関する研究 3. 重症心身障害児への在宅支援に関する研究
	教授	宮松直美	1. 脳卒中・循環器病の予防・管理に関する研究 2. 糖尿病の療養行動・合併症予防に関する研究 3. 受診行動及び医療費に関する研究 4. 喫煙・禁煙等生活習慣に関する研究
	准教授	荻田美穂子	1. 高齢者のフレイル・要介護予防に関する研究 2. フレイルハイリスク集団（糖尿病・筋萎縮性側索硬化症・パーキンソン病など）に対する生活機能維持・向上に関する研究 3. フレイルハイリスク集団（高齢者・慢性疾患患者）に対する在宅療養移行支援に関する研究
	教授	喜多伸幸	1. 母体と胎児の予後改善を目指した産科危機的出血の早期対応に関する研究 2. 母体出血時における周産期予後とチーム医療の評価 3. 産科における出血性疾患の病態と母体管理状態のアウトカムに関する研究
	教授	馬場重樹	1. 各種疾患の栄養状態とアウトカムに関する研究 2. エネルギー代謝に関する研究 3. 経腸栄養に関する研究 4. チーム医療のアウトカム評価 5. 栄養成分と腸内環境に関する研究

部門名	職名	氏 名	主な研究内容
ケアシステム創成看護科学部門	教授	笠 原 聰子	<ol style="list-style-type: none"> 患者有害事象の早期発見など予防・管理に関する研究 (院内迅速対応システム[RRS]、転倒リスク評価、薬剤業務エラー、静脈炎発症予測、採血合併症など) 看護業務に関する研究 (タイムスタディ、医療情報・アクセスログなど) 組織のレジリエンス・エンジニアリングに関する研究 (機能共鳴解析手法[FRAM]、薬剤業務フローなど) 看護学生と看護職のストレスおよびレジリエンス特性に関する研究
	教授	伊 藤 美樹子	<ol style="list-style-type: none"> 終末期高齢者の看取りに関する研究 (エンドオブライフケア、医療介護ニーズを伴う高齢者の看取りケアの提供体制) 健康課題を持つ当事者と家族のQOL・エンパワメントに関する研究 (血友病患者と保因者・保因者の可能性をもつ女性、てんかん、要医療介護者、育児支援) ヘルスサービスとコミュニティヘルスに関する研究 (がん検診、介護保険サービス、公衆衛生看護活動)
	教授	辻 村 真由子	<ol style="list-style-type: none"> 家族看護を基盤とした在宅看護 地域における多職種連携・訪問看護師育成の体制構築に関する研究 在宅ケアロボットの活用に関する研究 (国際比較研究を含む)
	教授	河 村 奈美子	<ol style="list-style-type: none"> 患者一看護師関係、コミュニケーションに関する研究 (臨床看護実践および教育場面、精神的ケアにおける人間関係構築、コミュニケーションの探求) 虐待を受けた子どもの精神的支援に関する研究 発達障害をもつ子どもや精神疾患、認知症を有する対象者に対する補完的療法 (乗馬療法・動物を介在療法) に関する研究

標準的な履修モデル・長期履修生の履修モデル

生涯発達看護実践科学部門

標準的な履修モデル

履修科目名	単位	履修時期		
		1年次	2年次	3年次
<部門別専門科目> 生涯発達看護実践科学特論	2			
<部門別専門科目> 看護病態管理学特論	1			
<部門別専門科目> NCD看護疫学特論	1			
<部門別専門科目> 科学的根拠と看護実践	1			
<共通科目> グローバルコミュニケーション論	2			
<共通科目> 医療倫理学	1			
<共通科目> 看護医療統計学	2			
<特別研究科目> 看護学特別研究	6			
合計	16			

長期履修生の履修モデル

履修科目名	単位	履修時期			
		1年次	2年次	3年次	4・5・6年次
<部門別専門科目> 生涯発達看護実践科学特論	2				
<部門別専門科目> 看護病態管理学特論	1				
<部門別専門科目> NCD看護疫学特論	1				
<部門別専門科目> 科学的根拠と看護実践	1				
<共通科目> グローバルコミュニケーション論	2				
<共通科目> 医療倫理学	1				
<共通科目> 看護医療統計学	2				
<特別研究科目> 看護学特別研究	6				
合計	16				

ケアシステム創成看護科学部門

標準的な履修モデル

履修科目名	単位	履修時期		
		1 年次	2 年次	3 年次
<部門別専門科目> コミュニティケア特論	1			
<部門別専門科目> 看護管理学特論	1			
<部門別専門科目> ケアシステム創成看護科学特論	2			
<部門別専門科目> ケアシステム創成看護科学演習	1			
<共通科目> グローバルコミュニケーション論	2			
<共通科目> 医療倫理学	1			
<共通科目> 看護医療統計学	2			
<特別研究科目> 看護学特別研究	6			
合計	16			

長期履修生の履修モデル

履修科目名	単位	履修時期			
		1 年次	2 年次	3 年次	4・5・6年次
<部門別専門科目> コミュニティケア特論	1				
<部門別専門科目> 看護管理学特論	1				
<部門別専門科目> ケアシステム創成看護科学特論	2				
<部門別専門科目> ケアシステム創成看護科学演習	1				
<共通科目> グローバルコミュニケーション論	2				
<共通科目> 医療倫理学	1				
<共通科目> 保健医療行政論	2				
<特別研究科目> 看護学特別研究	6				
合計	16				

国立大学法人滋賀医科大学大学院医学系研究科における
研究指導計画に関する申合せ

令和 4 年 10 月 12 日
大学院教育部門会議決定
令和 6 年 3 月 29 日改正

滋賀医科大学大学院医学系研究科医学専攻博士課程、看護学専攻博士後期課程及び看護学専攻博士前期課程の学生に対して、大学院学則第 18 条の 2 に規定する研究指導計画について、次のとおり定める。

1. 指導教員は、研究指導計画において、次の各号に規定する内容に留意する。
 - (1) 每年度あらかじめ研究指導計画書（別紙）を作成し、学生に明示する。
 - (2) 研究指導計画書には年間計画を明記する。
 - (3) 明示した研究指導計画書については、学生に速やかに確認させ、学生課大学院教育支援係まで確認した旨を報告する。
2. この申合せに定めるもののほか、必要な事項については、大学院教育部門会議が定めるものとする。

年度 研究指導計画書

指 導 教 員	講座名等	
	氏 名	
副 指 導 教 員	講座名等	
	氏 名	
研究指導計画（指導教員記入欄）		

(記入例)

- ・ 関連知識習得のための輪読会（月○回）
- ・ 文献収集と研究室内での論文紹介（月○回）
- ・ 抄読会に参加し、論文の読み解き指導（月○回）
- ・ 研究設備・機器等使用法、調査・実験等の実地指導（月○回）
- ・ 実験等データの解析と解釈に関する指導（月○回）
- ・ 研究結果のまとめ方と考察、プレゼンテーションについての指導（月○回）
- ・ 学外研究会の参加（○月頃）
- ・ 研究デザイン発表会への参加（○月頃）
- ・ 指導教員の担当授業のTA、研究のRAへ参加し、学生の指導を通じたコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を高める（月○回）

学生記入欄			
学 生 番 号		日付	
氏 名			
課 程 コース・領域			

1. 年次毎に、研究指導計画を記入例に基づき記入してください。
2. 指導教員は、毎年度あらかじめ研究指導計画書を学生に明示してください。
3. 学生の署名をもらった計画書は、学生課大学院教育支援係に提出してください。

国立大学法人滋賀医科大学大学院学則

平成16年4月1日制定
令和5年8月31日改正

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この大学院学則は、国立大学法人滋賀医科大学学則（以下「学則」という。）第4条の規定により、滋賀医科大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び使命)

第2条 大学院は、医学及び看護学の領域において、優れた研究者及び高度な知識と技術をもつ専門家を養成することを目的とし、もって、医学及び看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することを使命とする。

(研究科及び課程)

第3条 大学院に医学系研究科（以下「研究科」という。）を置く。

- 2 研究科に関する校務は、学長がつかさどる。
- 3 研究科の課程は、博士課程、博士前期課程及び博士後期課程とし、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び学生定員)

第4条 研究科に置く専攻及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 医学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）

自立して創造的研究活動を行うのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた研究者及び医療人を育成し、併せて医学の進歩と社会福祉の向上に寄与することができる人材の育成を目的とする。

- (2) 看護学専攻博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）

広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力と人間性を備えた優れた研究者を育成するとともに、高度な先進的看護を支える確かな専門知識と看護技術をもつ優れた看護の専門家を養成し、併せて看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することができる人材の育成を目的とする。

- (3) 看護学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）

多様な看護実践上の課題、医療資源や看護ケアサービスの地域格差の課題を解決するための科学的方略を授け、看護の対象者の健康・療養を支援するための最善のエビデンスを創出し、その成果を臨床応用できる人材、またはケアシステムが創成できる人材を育成し、もって看護実践科学の発展と地域医療の質の向上を通じて広く社会へ貢献することを目的とする。

2 博士課程は収容定員120名、入学定員30名、博士前期課程は収容定員32名、入学定員16名、博士後期課程は収容定員9名、入学定員3名とする。

(教育方法及び教員組織)

第5条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行い、大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）に定める資格を有する本学の教員が担当するものとする。

2 前項の授業科目の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、大学院委員会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。

(大学院委員会)

第6条 大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、修業年限、在学年限

(学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日については、学則第11条から第13条の規定を準用する。

(修業年限)

第8条 大学院の標準修業年限は、博士課程は4年、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年とする。ただし、博士前期課程及び博士後期課程の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項ただし書の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第9条 在学年限は、博士課程は8年、博士前期課程は4年、博士後期課程は6年を超えることができない。

2 前項にかかわらず、社会人入学を希望して入学した者（社会人特別選抜により入学した者を含む。）の在学年限は、博士課程は12年、博士前期課程は6年、博士後期課程は9年までとする。

第3章 入 学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要があると認めるときは、後期の始めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第11条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学の医学部医学科、歯学部又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修す

る課程を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 修士課程を修了した者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者で、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者等昭和30年4月8日文部省告示第39号及び平成元年9月1日文部省告示第118号により文部科学大臣の指定した者
 - (6) 修業年限が6年の大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
 - (7) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学（医学、歯学又は修業年限が6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 2 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における

16年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
- (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと大学院が認めた者
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
(編入学、転入学及び再入学)

第12条 次の各号の一に該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当の学年に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学の大学院を退学した者で、大学院に編入学を志願する者
- (2) 他の大学の大学院に在学する者で、大学院に転入学を志願する者
- (3) 本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者

2 編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻の変更)

第13条 削除

(編入学等の場合の取扱い)

第14条 第12条の規定により編入学、転入学、再入学を許可された者の履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学期間の通算等の取扱いについては、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

(入学の出願、入学者の選考等)

第15条 入学の出願、入学者の選考等、入学手続及び入学許可は、学則第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、第19条中「教授会」とあるのは、「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第4章 教育課程

(教育課程)

第16条 教育課程は、次項に掲げる編成方針に基づき、大学院委員会の議を経て、学長が編成する。

2 教育課程は、医学系研究科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

3 各専攻の授業科目、履修単位数及び履修方法については、別に定める。

(授業日数、単位の計算方法等)

第17条 授業日数及び成績の評価については、学則第30条及び第38条の規定を準用する。

2 授業科目の単位数については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(教育方法の特例)

第18条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観

性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(履修科目的登録)

第19条 学生は、履修する授業科目的登録にあたっては、あらかじめ指導教員の指導を受けるものとする。

(授業科目履修の認定等)

第20条 各授業科目的履修の認定は、試験又はその他の審査により行う。

2 前項の試験等は、原則として毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由のため受験できなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

(修了要件及び論文評価基準)

第21条 博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、第16条第2項に定める授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士論文については、その独創性が高く、自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。

3 博士前期課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、第16条第2項に定める授業科目について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の場合において、高度実践コースを選択した者に限り、当該課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。

5 修士論文については、新しい知見を含み、看護学研究者としての充分な知識及び研究技法、研究倫理を証示するに足るものをもって合格とする。

6 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第16条第2項に定める授業科目について、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

7 第1項、第3項、第4項及び第6項により、博士課程、博士前期課程又は博士後期課程の修了の要件を満たした者について、大学院委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

(他の大学院等における授業科目的履修等)

第22条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院とあらかじめ協議のうえ、当該大学院の授業科目を履修させことがある。

- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、大学院委員会の議を経て、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院、研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生に当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生について研究指導を受けさせる場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 教育研究上有益と認めるときは、本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学の大学院に入学した後の本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、前条第2項に規定する単位数（10単位）とは別に10単位を超えない範囲で修了要件に算入することができるものとする。

(学位の授与)

第24条 博士課程又は博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を、博士前期課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 留学、休学、転学、退学及び除籍

(留学)

第25条 外国の大学院、研究所等で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて、留学をすることができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第21条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 第18条の規定は、第1項の規定による留学の場合に準用する。

(休学等)

第26条 休学、転学、退学及び除籍については、学則第45条から第47条まで、第49条及び第50条の規定を準用する。この場合において、第50条中「教授会」とあるのは、「大学院委員会」と読み替えるものとする。

- 2 博士前期課程においては、休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 博士後期課程においては、休学期間は、通算して3年を超えることができない。

第7章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第27条 表彰及び懲戒については、学則第51条及び第52条の規定を準用する。この場合において、第51条及び第52条第1項中「教授会」とあるのは、「大学院委員会」と読み替えるものとする。

第8章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生 及び外国人留学生

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生)

第28条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱い等については、学則第53条から第55条及び第57条の規定を準用する。

(研究生)

第29条 本学の大学院において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学院修士課程以上を修了した者又は大学院においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第30条 他の大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、本学の大学院において研究指導を志願する者があるときは、特別研究学生として入学を許可する。

- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料、その他の費用

(授業料等)

第31条 授業料、入学料及び検定料の納付方法並びに免除又は猶予の取扱い等については、学則第59条から第62条までの規定を準用する。ただし、第62条第2項第1号については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の取扱い等については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 特別研究学生の入学料及び検定料は、徴収しない。
 - (2) 特別研究学生の授業料の額は、学則第59条第1項に定める研究生の授業料と同額とする。ただし、特別研究学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料は徴収しない。
 - イ 国立大学法人の大学院の学生

- ロ 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）による外国人留学生
 - ハ 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文部省高等教育局長裁定）による大学院の学生
- (3) 特別研究学生の授業料の納付方法は、学則第59条第2項の規定を準用する。
- (4) 特別研究学生の既納の授業料については、返還しない。

第10章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第32条 大学院は、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年12月6日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この大学院学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 大学院医学系研究科博士課程における平成13年度以前の入学者用の専攻（生体情報・制御系専攻、生体代謝調節系専攻、生体防御機構系専攻、発生・分化・増殖系専攻、環境・生態系専攻）は、廃止する。

附 則

この大学院学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者（平成24年度後期入学者を除く。）については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の第4条第1項、第13条、第14条及び第16条第2項中別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成29年10月25日から施行し、平成29年10月1日から適用する。
- 2 平成29年度以前の入学者（平成29年度後期入学者を除く。）については、改正後の別表1にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、改正後の第21条第4項、別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、改正後の別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、改正後の別表1及び別表2にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項にかかわらず、博士後期課程の収容定員は、令和6年度は3名、令和7年度は6名とする。
- 3 令和5年度以前の入学者については、改正後の第3条、第4条、第8条、第9条、第11条、第21条、第22条、第24条及び第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

国立大学法人滋賀医科大学学則

平成16年4月1日制定
令和5年10月25日改正

第1章 総 則

(理念)

第1条 滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

(使命)

第1条の2 本学の使命は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。
- (2) 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信すること。
- (3) 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献すること。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前2条の理念及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部の組織及び学生定員)

第3条 本学に医学部を置く。

2 医学部に関する校務は、学長がつかさどる。

3 医学部に置く学科及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 医学科は、幅広い教養と医学に関する専門的な知識・技能を備え、医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を持った医師及び医学研究者を育成し、もって医学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。
- (2) 看護学科は、幅広い教養と倫理観に基づいた高い専門知識と技術を有し、広く健康生活を支援できる看護職者及び看護学研究者を育成し、もって看護学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

4 各学科に置く講座の名称は、別表のとおりとする。

5 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第17条第1項に掲げる教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

6 医学部医学科においては、収容定員615名、入学定員90名、第2年次編入学定員15名とし、医学部看護学科においては、収容定員240名、入学定員60名とする。

7 医学科に医学科長、看護学科に看護学科長を置き、各学科の運営を統括する。

8 医学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 医学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。

(2) 教授会を召集し、議長となること。

(3) その他医学科の運営に関し、医学科長が必要と認めること。

9 看護学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 看護学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。

(2) 看護学科会議を召集し、議長となること。

(3) その他看護学科の運営に関し、看護学科長が必要と認めること。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

(教授会)

第5条 本学医学部に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座)

第6条 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究講座)

第6条の2 本学に、共同研究講座を設置することができる。

2 共同研究講座に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 附属施設

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内教育研究施設)

第9条 本学に、学内教育研究施設として次のセンターを置く。

(1) 神経難病研究センター

(2) 動物生命科学研究センター

(3) NCD疫学研究センター

(4) 先端がん研究センター

- (5) 創発的研究センター
- (6) 実験実習支援センター
- (7) 医学・看護学教育センター
- (8) 解剖センター
- (9) マルチメディアセンター
- (10) アドミッションセンター

2 各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、学部附属の教育研究診療施設として附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 10月1日

別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 前項の規程にかかわらず、教育上必要があるときは、変更するときがある。

3 臨時休業は、学長がそのつど定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

2 医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 医学部医学科の在学は、12年（第2年次編入学者にあっては、10年）を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年（第2年次編入学者

にあっては、第2年次から第4年次までの3学年において在学できる年限は、6年) を超えることができない。

2 医学部看護学科の在学は、8年を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年を超えることができない。

第5章 入学及び進級

(入学、進級の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 進級の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学検定資格に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書その他所定の書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 検定料の免除の所定の申請書を受理された者については、前項の適用について、検定料を納付したものとみなす。

(入学者の選考)

第19条 学長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

2 学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考に合格した者は、本学が指定する日までに所定の書類を学長に提出し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学料の減免又は徴収猶予の申請書を受理された者については、前項の適用について、入学料を納付したものとみなす。

(医学科の編入学、再入学、転入学等)

第21条 医学部医学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第2年次への入学を許可する。

(1) 大学(外国の4年制以上の大学を含む。)を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業者及び在学者を除く。

(2) 大学院(外国の大学院を含む。)の修士課程又は博士課程を修了した者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

第22条 医学部医学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 本学医学部医学科を中途退学した者

(2) 他の大学の医学進学課程を修了した者

(3) 他の大学の医学部医学科に在学する者又は中途退学した者

(看護学科の編入学、再入学、転入学)

第23条 削除

第24条 医学部看護学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 本学医学部看護学科を中途退学した者

(2) 他の大学の看護系の学科に在学する者又は中途退学した者

(3) 短期大学の看護学科を卒業した者

(4) 学校教育法第132条に定める者で専修学校の看護系専門課程を修了した者

(5) 学校教育法第58条の2に定める者で高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者

2 前項第1号に掲げる者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に本学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、選考のうえ、相当の年次に入学を許可することがある。

(編入学者等の取扱い)

第25条 前4条の規定により、編入学等を志願する者及び入学を許可された者については、第18条から第20条の規程を準用する。

第6章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第26条 教育課程は、次の各号に掲げる編成方針に基づき、教授会の議を経て、学長が編成する。

- (1) 医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- (2) 医学科及び看護学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 医学科の授業科目は、別に定める区分に基づいて、編成するものとする。
- 3 看護学科の授業科目は、別に定める区分に基づいて、編成するものとする。
- 4 前2項の各授業科目の名称、単位数、配当年次等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位を計算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

第29条 削除

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、教授会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。
- 3 医学部の教育上有益と認めるときは、第1項の授業を外国において履修させることができる。

(関連教育病院)

第32条 医学部医学科における臨床教育を充実するため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院を関連教育病院に定め、当該病院において、学生に授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(協力施設)

第33条 前条に定めるもののほか、より多様な医療形態における臨床実習を実施し、さらに臨床教育を充実させるため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を臨床実習協力施設に定め、当該施設において、学生に授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第34条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、必要に応じて研修会等を企画し、実施する。

第7章 卒業の要件等

(履修科目的登録)

第35条 医学部の各学科の学生は、毎学年の始めに、その学年において履修する授業科目を学長に届け出なければならない。

(履修科目的登録の上限)

第36条 1年間に履修できる授業科目は、原則として当該学年に配当した科目のみとする。

(授業科目的修得及び修了の認定並びに進級及び課程修了の認定)

第37条 医学部の各学科の課程における授業科目的修得又は修了の認定は、試験その他の審査により行う。

- 2 医学部の各学科の進級及び課程修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。
- 3 医学部各学科の授業科目的試験及び進級の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(成績の評価)

第38条 試験等による学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、特定の科目については、合格又は不合格の評語をもって表わす。

(卒業の要件)

第39条 本学医学部の医学科に6年(第2年次編入学者にあっては、5年)以上在学し、又は看護学科に4年以上在学し、それぞれ各学科の課程を修了した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 医学部医学科においては、所定の必修科目を含めて194単位以上を修得しなければならない。
- 3 医学部看護学科においては、所定の必修科目を含めて125単位以上を修得しなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目的履修等)

第40条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位を超えない範囲で、本学における授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第41条** 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第42条** 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 医学部の教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第21条から第24条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

(授業時間制をとる授業科目の取り扱い)

- 第43条** 前3条の規定において、授業時間制をとる授業科目については、大学設置基準第33条の規定に基づき取り扱うものとする。

第8章 学位の授与

(学士の学位の授与)

- 第44条** 第39条の規定により卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

- 第45条** 疾病その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学科に置くPhD-MD制度を利用する医学科学生が、本学大学院学則第11条第1項第6号の規定により大学院医学系研究科医学専攻博士課程に入学するときは、学長の許可を得て休学することができる。PhD-MD制度の取扱いについて必要な事項は別に定める。

3 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第46条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年（医学科第2年次編入学者にあっては3年）を超えることができない。ただし、前条第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

3 休学期間に復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

4 休学期間は、第15条の在学期間に算入しない。

(転学)

第47条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第48条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第39条に定める在学期間に算入する。

3 第1項の規定により外国の大学に留学する場合の授業科目の履修等については、第40条の規定を準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、その事由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料の減免を申請した者のうち、減免が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第15条に定める在学年限を超えてなお成業の見込みのない者
- (5) 第46条第1項又は第2項の休学期間を超えてなお修学できない者
- (6) 長期間にわたる行方不明等により、成業の見込みのない者

第10章 賞 罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰す

る。

(懲戒)

第52条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 第2項の規定により停学となり、その期間が3月以上にわたる場合、当該停学期間は第39条に定める必要在学年数に算入しない。
- 5 本条に定めるもののほか、懲戒に関する基本的事項及び手続き等については、学長が別に定める。

第11章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第53条 本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第54条 本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の学生で、大学間の協議に基づき、本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可する。

(研究生)

第56条 本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、学部の研究教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学志願する者があるときは、別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第58条 この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 授業料、その他の費用

(授業料、入学料及び検定料)

第59条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第22条第4項及び国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）第2条の規定に基づき、本学において別に定める額とする。

- 2 授業料及び検定料は、別に定める期日までに納付しなければならない。
- 3 休学、退学等の場合の授業料の額、徴収方法等については、別に定める。

(授業料の減免、徴収猶予及び月割分納)

第60条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、授業料の減免又は徴収猶予若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項の規定により授業料の減免又は徴収猶予を受けている者は、その事由が消滅したときは、その月から授業料を納付しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(入学料の減免及び徴収猶予)

第61条 特別な事情により入学料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、入学料の減免又は徴収猶予を許可することができる。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第61条の2 特別な事情により、検定料の免除を申請した者については、検定料を免除することができる。

- 2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の不返還)

第62条 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額は本人の申し出により返還するものとする。
 - (1) 第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で行った場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者の第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額
 - (2) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する前号に準じた額
 - (3) 第18条第1項に規定する検定料を納付した者が、特別な事情により、検定料の免除が認められた場合の当該検定料に相当する額
 - (4) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額

- (5) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分の授業料に相当する額

第13章 公開講座

第63条 地域社会の発展に寄与し、教養と文化の向上に資するため、必要に応じて本学に公開講座を設けることができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第14章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第64条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第39条第4項及び第5項の規定は、平成16年度及び17年度入学者から適用する。

- 3 平成15年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年1月9日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地

域医療システム学講座」については、平成19年9月1日から適用する。

- 2 第6条の規定は、医療人育成教育研究センター規程に定める教務担当教員及び学生支援担当教員を教員に改めることに鑑み削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項、第27条第3項及び第39条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定は、平成23年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成20年度以前の入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成22年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員、入学定員及び第2年次後期編入学定員は、平成29年度までとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成21年 度	平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度
医学部	医 学 科	595 人	605 人	615 人	625 人	635 人

附 則

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月7日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度	平成26年 度
医学部	医 学 科	610 人	625 人	640 人	655 人	668 人

- 3 改正後の第3条第5項に規定する平成22年度から5名の増とした医学部医学科の入学定員は、平成31年度までとする。

附 則

この学則は、平成22年7月29日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域周産期医療学講座」については、平成22年4月1日から適用し、「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」については、平成22年6月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成23年度 ～ 平成29年度	平成30年度 ～ 平成31年度	
医学部	医 学 科	100人 (17)	97人 (15)	627人

収 容 定 員					
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～ 平成29年度	平成30年度
644人	661人	676人	683人	685人	680人

収 容 定 員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
675人	663人	651人	639人	629人	622人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 平成22年度以前に医学部医学科に入学した者は、改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて91単位以上を修得するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第4項の規定は、平成24年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第39条第5項の規定は、平成26年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成23年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

- 5 平成 25 年度以前の医学部看護学科第 3 年次編入学者は、改正後の第 39 条第 5 項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の学則第 3 条第 3 項の別表中の「総合がん治療学講座」については、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 1 月 8 日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 滋賀医科大学 MR 医学総合研究センター規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び滋賀医科大学 MR 医学総合研究センター運営委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 39 条第 4 項の規定は、平成 28 年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第 39 条第 5 項の規定は、平成 30 年度医学部看護学科第 3 年次編入学者から適用する。
- 4 平成 27 年度以前の入学者については、改正後の第 39 条第 4 項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 29 年度以前の医学部看護学科第 3 年次編入学者は、改正後の第 39 条第 5 項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
- 6 滋賀医科大学分子神経科学研究センター規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び滋賀医科大学分子神経科学研究センター運営委員会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の医学部医学科入学者及び平成 29 年度以前の医学部医学科第 2 学

年次後期編入学者については、改正後の第33条第2項及び第39条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員 平成30年度
		平成30年度	平成31年度	
医学部	医学科	100人 (17)	100人 (17)	685人

収 容 定 員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
685人	673人	661人	649人	637人	625人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター規程(平成18年6月29日制定)及び滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター運営委員会規程(平成18年6月29日制定)は廃止する。

附 則

この学則は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第2項及び第4項の規定は、平成31年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定は、平成31年度入学者(医学部医学科第2年次編入学者については、令和2年度編入学者)から適用する。
- 4 改正後の第21条及び第39条第3項の規定は、令和2年度医学部医学科第2年次編入学者から適用する。
- 5 改正後の第39条第5項の規定は、令和3年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 6 平成30年度以前の入学者については、改正後の第39条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 7 平成30年度以前の入学者(医学部医学科第2年次後期編入学者については、平成31年度以前の編入学者)については、改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成31年度以前の医学部医学科第2年次後期編入学者については、改正後の第21条及び第39条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 令和2年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		令和2年度	令和3年度	
医学部	医学科	95人 (15)	95人 (15)	678人

収 容 定 員					
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
671人	659人	647人	635人	625人	620人

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年12月2日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第15条第1項の規定は、令和3年度入学者(医学部医学科第2年次編入学

者については、令和4年度編入学者) から適用する。

- 3 改正後の第15条第2項の規定は、令和3年度入学者(医学部看護学科第3年次編入学者については、令和5年度編入学者)から適用する。
- 4 令和2年度以前の入学者(医学部医学科第2年次後期編入学者及び医学部医学科第2年次編入学者については、令和3年度以前の編入学者)については、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和2年度以前の入学者(医学部看護学科第3年次編入学者については、令和4年度以前の編入学者)については、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部看護学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員
		令和4年度
医学部	看護学科	250人

- 3 令和3年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和4年度	令和4年度	令和5年度
医学部	医学科	95人 (15)	664 人	652 人

収 容 定 員			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
640人	630 人	625 人	620 人

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和5年度	令和5年度	令和6年度
医学部	医学科	95人 (15)	657 人	645 人

収 容 定 員				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
635人	630 人	625 人	620 人	

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第6項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和6年度	令和6年度	令和7年度
医学部	医学科	95人 (15)	650 人	640 人

収 容 定 員				
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
635人	630 人	625 人	620 人	

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

- 改正後の第27条第2項、第3項及び第4項、第29条、第32条、第33条、第39条第2項及び第3項並びに第40条の規定は、令和6年度入学者（医学部医学科第2年次編入学者については、令和7年度編入学者）から適用する。
- 令和5年度以前の入学者（医学部医学科第2年次編入学者については、令和6年度編入学者）については、改正後の第27条第2項、第3項及び第4項、第29条、第32条、第33条、第39条第2項及び第3項並びに第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表

医学科

(基礎医学講座)

生命科学講座, 医療文化学講座, 解剖学講座, 生理学講座, 生化学・分子生物学講座,
病理学講座, 薬理学講座, 社会医学講座

(臨床医学講座)

内科学講座, 小児科学講座, 精神医学講座, 皮膚科学講座, 外科学講座, 整形外科
学講座, 脳神経外科学講座, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座, 産科学婦人科学講
座, 泌尿器科学講座, 眼科学講座, 麻酔学講座, 放射線医学講座, 歯科口腔外科学
講座, 臨床検査医学講座, 救急集中治療医学講座, 総合診療学講座, 臨床腫瘍学講
座, 総合内科学講座, 総合外科学講座, 形成外科学講座, 薬物治療学講座

看護学科

基礎看護学講座, 臨床看護学講座, 公衆衛生看護学講座

国立大学法人滋賀医科大学における授業料その他の費用に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日制定
令和 5 年 10 月 20 日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、他に別段の定めのあるものほか、この規程の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
大学院の研究科	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
聴講生・科目等履修生	1 単位 14,400 円	28,200 円	9,800 円
研究生	月額 28,900 円	84,600 円	9,800 円
特別聴講学生	1 单位 14,400 円	——	——

2 学部及び大学院の研究科に在学する者のうち、滋賀医科大学学則第 14 条又は滋賀医科大学大学院学則第 8 条に規定する修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第 1 項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は 4,000 円とし、第二段階目の選抜に係る額は 13,000 円とする。

4 学部の転入学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第 1 項の規定にかかわらず、30,000 円とする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、次の者については、入学料及び検定料を徴収しない。

(1) 本学大学院医学系研究科看護学専攻博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程に進学する者

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の 2 期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては 5 月、後期にあっては 11 月に徴収するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は後期に係る授業料については、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収するものと

する。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期の中途において復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の中途で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の中途で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後での在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(休学を許可され、又は命じられた場合の授業料)

第7条 休学を許可され、又は命じられた者については、月割計算により、休学した月の翌月（休学した日が月の初日の場合は当該月）から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限経過後であり、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については免除しない。

(退学の場合における授業料)

第8条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(除籍等の場合における授業料)

第9条 前期又は後期の中途において除籍された者の当該期間の授業料は、徴収する。ただし、死亡した者並びに行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の授業料については、この限りでない。

2 停学期間中並びに留学期間中の授業料は、徴収する。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例)

第10条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収することができるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（入学料の徴収方法）

第11条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

（検定料の徴収方法）

第12条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願（第2条第3項に規定する場合を含む。）を受理するときに徴収するものとする。

（寄宿料の額及び徴収方法）

第13条 寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

名 称	区 分	寄 宿 料	
国際交流会館本館	タイプA	月額 6,400 円	日額 320 円
	タイプB	月額 16,000 円	日額 800 円
	タイプC	月額 16,000 円／名	日額 800 円／名
国際交流会館分館	タイプD	月額 6,400 円／名	日額 320 円／名

※月の中途で入居又は退去した場合の寄宿料は、日額に当該月の入居日数を乗じて得た額とし、上限は月額とする。

- 2 寄宿料は、入居した日から退居した日まで、毎月その月の分又はその日の属する月の分を所定の期日までに徴収するものとする。ただし、休業期間中の寄宿料は、休業期間前に徴収するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収ができるものとする。
- 4 既納の寄宿料は返還しない。ただし、退居の翌月以降に係る寄宿料を納付していた者については、当該寄宿料相当額を返還するものとする。

（学位論文審査手数料の額及び徴収方法）

第14条 学位論文審査手数料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	手 数 料
学位論文審査	1件につき 57,000 円

- 2 学位論文審査手数料は、学位論文受理決定後に徴収するものとする。

（公開講座講習料の額及び徴収方法）

第15条 公開講座講習料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	講 習 料
公開講座	1 日につき 500 円

- 2 講習料は、当該講座の受講時に徴収するものとする。

3 既納の講習料は返還しない。

(薬剤師実務受託研修生研修料の額及び徴収方法)

第16条 薬剤師実務受託研修生研修料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	研 修 料
薬剤師実務受託研修生	1日につき 10,000 円

2 研修料は、研修を開始する時までに徴収するものとする。

3 既納の研修料は返還しない。

(動物実験資格認定の受講料)

第17条 動物生命科学研究中心において実施する動物実験資格認定のための受講料は、次の表のとおりとする。

区 分	受 講 料
動物実験（基礎）	1回につき 2,200 円
動物実験（サル）	1回につき 2,200 円
動物実験（感染）	1回につき 2,200 円

(その他の費用の額及び徴収方法)

第18条 この規程に定めるもののほか、その他本学の費用に関しては、別に定める。

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 10 年度以前の学部及び大学院の研究科の入学者に係る授業料の額は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

区 分	平成 5・6 年度	平成 7・8 年度	平成 9・10 年度
学部	年額 411,600 円	年額 447,600 円	年額 469,200 円
大学院の研究科	年額 411,600 円	年額 447,600 円	年額 469,200 円

3 平成 10 年度以前の研究生の入学者に係る授業料の額は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず月額 26,100 円とする。

4 平成 11 年度から平成 15 年度までの学部及び大学院の研究科の入学者に係る授業料の額は、第 2 条第 1 項に規定する額と同額とする。

5 この規程の施行の日以後において、学部又は大学院の研究科へ転入学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 3 月 31 日から施行し、平成 17 年度に係る授業料から適用する。

2 平成 10 年度以前の学部及び大学院の研究科の入学者に係る授業料の額及び平成 10 年度以前の研究生の入学者に係る授業料の額は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規程の施行の日以後において、学部又は大学院の研究科へ転入学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 21 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

2 平成30年8月31日以前に国際交流会館本館及び国際交流会館分館に入居した者に係る平成31年3月31日までの寄宿料の額は、第13条第1項の規定にかかわらず次の表のとおりとする。

名 称	区 分	寄 宿 料	
国際交流会館本館	单身室	月額 5,900円	日額 300円
	夫婦室	月額 9,500円	日額 480円
	家族室	月額 14,200円	日額 710円
国際交流会館分館	单身室	月額 4,000円	日額 200円

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年3月以降に本学大学院医学系研究科看護学専攻修士課程を修了し、引き続き本学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程に進学する者の入学料及び検定料は徴収しない。

国立大学法人滋賀医科大学授業料滞納者に関する取扱要領

平成 30 年 12 月 28 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国立大学法人滋賀医科大学学則（以下「大学学則」という。）第 50 条第 3 号に該当する者及び国立大学法人滋賀医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 26 条において準用する者の取扱いに関し、授業料の督促手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第 2 条 会計課は、授業料を納付期限までに納付しない学生（以下「授業料滞納者」という。）に対し、授業料納付の督促を行い、収納結果を学生課に報告するものとする。

（1）督促は、授業料滞納者に対して、下表に基づき書面により行う。

学期 ＼ 督促	第 1 回 (納付期限)	第 2 回 (納付期限)	第 3 回 (納付期限)
前期	7 月中旬 (7 月末)	8 月中旬 (8 月末)	9 月中旬 (9 月末)
後期	1 月中旬 (1 月末)	2 月中旬 (2 月末)	3 月中旬 (3 月末)

※「学期」とは、大学学則第 12 条に規定する学期及び大学院学則第 7 条において準用する学期をいう。

（2）授業料の滞納期間が 2 期目第 1 回の納付期限経過後までに及ぶ場合は、本要領第 3 条に規定する内容を記載した書面により督促を行う。

2 学生課は、クラス担任教員、学年担当教員又は指導教員と連携し、授業料滞納者に対して修学意志の確認及び授業料滞納による除籍について説明を行う。

(除籍)

第 3 条 学生課は、授業料の滞納期間が 2 期目第 1 回の納付期限を経過し、かつ 2 期目の学期末の 1 月前までに 2 期分の滞納額の全額又は先の 1 期分の滞納額を納付しない者に対して、本学学則第 50 条第 3 号に基づき除籍の手続きを行う。

(卒業又は修了)

第 4 条 授業料滞納者の卒業又は修了は認めない。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

医学系研究科 看護学専攻博士後期課程

研究基礎力試験（Qualifying Examination）実施要領

令和6年3月13日 大学院委員会 制定

1. 目的

研究論文投稿に向けた研究の質を確認し、その向上を図るとともに、研究進捗を確認する

2. 対象者

令和6（2024）年度以降に入学した大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程に在学している原則第2学年学生全員

3. 試験方法

（1） 口頭発表形式で実施する

発表内容 ①研究テーマ ②研究目的 ③データ収集等、研究方法
④分析方法 ⑤結果 ⑥考察 ⑦今後の展望

（2） 試験日に、20分の発表と10分の質疑応答を行う

（3） 審査員は、原則看護学専攻博士後期課程の指導教員、授業担当教員3名とするが、必要に応じて学生の研究内容を専門領域とする医学専攻博士課程の教員を1名含むことができる

（4） 評価はプログレス・レポート評価表に基づき行い、配点は50点とする

評価項目 ①研究内容に関するレポート、②プレゼンテーション技術、
③プレゼンテーションの論理性、④今後の研究計画、発展性、⑤質疑への応答

4. 合否判定

プログレス・レポート評価表に基づき、大学院教育部門会議において合否判定を行う

（1） 合格基準は、審査員の評価点数の平均が30点以上であること

（2） 評価点数の平均が30点以上であっても、評価項目に1つでも0点がある場合は不合格とする

5. 不合格者の取り扱い

（1） 不合格者は、以下のいずれかの方法で、原則第2学年2月までに再試験を行う
・再度、項目3の試験方法によって受験する
・評価事項の改善策についてレポートを提出する

（2） 再試験においても不合格であった場合は、学位論文審査申請資格を得ることができない（進級は可能）

滋賀医科大学大学院医学系研究科長期履修規程

平成20年6月26日制定
令和 6年3月13日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、滋賀医科大学大学院医学系研究科（以下「博士前期課程」という。）及び看護学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）の長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申請することができる者は、博士前期課程に入学若しくは第1学年に在学する者又は博士後期課程に入学若しくは第1学年に在学する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他学長が相当と認めた者

(申請)

第3条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（別紙様式1）と在職証明書又は就業が確認できる書類、その他本学が必要と認める書類を添えて、学長に願い出るものとする。

2 前項の書類の提出時期は、学長が定める時期とする。

(修業年限)

第4条 長期履修の期間は、博士前期課程は大学院学則第8条第1項に定める標準修業年限に1年を加えた3年、博士後期課程は大学院学則第8条第1項に定める標準修業年限に1から3年までのいずれかを加えた4から6年までとする。

(履修期間の変更)

第5条 長期履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）及びその他本学が必要と認める書類を添えて、学長に願い出るものとする。

2 長期履修期間の短縮を希望する場合は、6ヶ月又は1年を単位とする。

3 許可された履修期間の変更は、在学中1回に限る。

(許可)

第6条 長期履修の許可及び長期履修期間の変更の許可は、滋賀医科大学大学院委員会の議を経て、学長が行う。

(授業料)

第7条 長期履修学生の授業料の年額は、滋賀医科大学における授業料その他の費用に関する規程第2条に定める授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、当該学生が短縮後に当該期までに支払うべき授業料の総額から既に徴収した授業料の総額を差し引い

た額を徴収するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学院委員会が定める。

附 則

1. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。
2. 平成 20 年度に入学した在学中の大学院生が、長期履修を希望した場合は、この規程を準用するものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 27 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 28 日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、令和 2 年度入学生から適用する。

附 則

1. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 5 年度以前の入学者については、改正後の第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別紙様式1)

年　月　日

滋賀医科大学長 殿

申 請 者

博士前期課程・博士後期課程

第 学年

学籍番号

氏 名

印

長 期 履 修 申 請 書

下記のとおり、長期履修を希望したいので申請します。

記

1 入学（進学）年月 年 月

2 長期履修を希望する理由 （詳細に記述してください。）

3 履修計画及び研究計画 （詳細に記入してください。）

4 長期履修計画の期間

（博士前期課程は3年間、博士後期課程は4～6年間。）

年 月 日 ～ 年 月 日

指導（予定）教員氏名

印

(別紙様式2)

年 月 日

滋賀医科大学長 殿

申請者
博士前期課程・博士後期課程
第 学年
学籍番号
氏 名

(印)

長期履修期間変更申請書

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので申請します。

記

- | | | | | | |
|-----------------|----------------|---|---|---|---|
| 1 入学(進学)年月 | 年 | 月 | | | |
| 2 長期履修許可期間 | 年 | 月 | ～ | 年 | 月 |
| 3 変更後の履修期間 | 年 | 月 | ～ | 年 | 月 |
| 4 長期履修期間を変更する理由 | (詳細に記述してください。) | | | | |

指導教員氏名

(印)

